

【大切なお知らせ】

4月より小児科「一般外来」は 午前のみになります



小児科では南房総地域の小児医療基幹施設として、救急医療や入院診療、各専門外来により力を注ぐため、

4月より午後外来は予約制の各専門外来・健診・予防接種のみとすることにいたします。

《変更に伴うお願い》

1. 当院にはできるだけ午前の一般外来を受診ください。午後であれば、まずは近隣の病院ないし医院を受診してください。発熱や腹痛などの急な症状で当院を受診の際は**午前の一般外来**へお越しください。それ以外の時間帯はすべて救急外来での対応となります。救急外来は保護者の方が「急いで診察を受け

ご存知ですか？ 医療費控除

医療費控除は、1年間に支払った「生計を一にする」家族全員の医療費の合計が、10万円又は総所得金額等の5%を超える場合、所得控除を受けることができる制度です。



入院や通院、出産などで多額の医療費を支払い、保険などで補てんされた金額を差し引いても10万円か総所得金額等の5%を超える場合、「医療費控除の明細書」を、所得税の確定申告に添付して所轄税務署に提出することで、医療費控除を受けることができます。

医療費控除の対象となる医療費の要件

1. 納税者が、日常生活に使うお金を共にする家族のために支払った医療費であること。
2. その年の1月1日～12月31日までの間に支払った医療費であること。（※昨年末に治療を受け、年が明けてから支払った医療費は次年扱いとなります。領収書の支払い年月日をご確認ください）

医療費控除の対象となる金額

※1	2019年中の医療費支払総額	－	保険などで補てんされた額	－	※2 10万円	＝	※3 医療費控除額
----	----------------	---	--------------	---	---------	---	-----------

※1 申告する本人のほか、控除対象配偶者や扶養家族はもちろん、収入があるために扶養家族にならない配偶者や子供の医療費、生計が一緒の親族全員分の医療費を合算して申告できます

※2 所得の合計額が200万円までの人は、10万円ではなく所得の5%最高200万円まで。

手続きの方法や詳細は、最寄りの税務署または市町村の税務窓口へご相談ください。

る必要がある」と判断される場合に受診願います。

2. 救急外来は緊急対応を主な目的としています。緊急度の高い患者さまから優先的に診療を行うため、救急外来全体の状況に応じて診察順番や待ち時間が変わる場合があります。また、薬の処方日数が短く、薬剤師の指導がありません。

3. すぐに救急外来を受診すべきか判断に迷う場合は、「教えて！ドクター」アプリ等を参考にしてください。



アプリ等を参考にしてください。

判断がつかない場合は受診してください。

ご家庭に小さなお子さまのいる皆さまには大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

bayfm「MEDICAL UPDATES」

ベイエフエムの午後のワイド番組『it!! (イット)』では、毎週火曜日午後3時から、当院のスタッフが出演する「MEDICAL UPDATES」のコーナー（約10分）が好評放送中です。

3月は堀江秀一集中ケア認定看護師が出演いたします。ぜひ、お聴きください。

地域連携小児夜間・休日診療について

当院では、地域の小児科医の先生方と連携をとり、夜間や休日で小児の急病の場合に常時診療可能な体制を整えています。受診される際は、事前に代表番号（☎04-7092-2211）まで、電話連絡をお願いいたします。

<診療>・平日 夕方18:00～朝8:00
・土曜日 昼12:00～夜24:00
・日曜日・祝日 終日

イベント中止のお知らせ

参加者および関係者の健康・安全面を第一に考慮し、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、以下のイベントを中止とさせていただきます。参加をご予定されていた皆さまには誠に申し訳ございませんが、ご了承くださいませようお願いいたします。

■3月14日(土)「リハビリ市民講座」

■3月28日(土)「房総がんケアフォーラム」

